

# 明日香村事業持続支援事業

## 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた村内事業者の皆様に対して、事業持続を支援するため補助金を交付します。

## 交付対象者

### ● 条件（いずれかに該当）

【No.1】 国の**持続化給付金**を受給した事業者

【No.2】 **観光事業者**等で、売上が30%以上50%未満減少した事業者

【No.3】 **休業実施**により、売上が30%以上50%未満減少した事業者

【No.4】 令和2年1月から5月末日までの間に**店舗等を開業**した事業者

【No.5】 国の**雇用調整助成金**を申請した事業者

### ● 要件（すべてに該当）

**明日香村内**に事業所を所有する事業者

今後も**事業を継続する意思**を有する事業者

**確定申告**を行っている事業者

## 交付額

10万円～50万円  
(該当条件による)

## 申請期間

令和2年6月1日  
～令和3年1月29日

## 申請方法

**郵送**

## 申請回数

1事業者1回限り

## 必要書類

### ● 様式（第1号～第3号、第5号） ※村HPからダウンロード可

①交付申請書 ②宣誓・同意書 ③口座振替申出書 ④交付請求書

### ● 各種添付書類（該当条件ごとに定めています。）

確定申告書類の写し／売上台帳の写し／持続化給付金の給付通知書の写し／奈良県休業協力金の交付通知書の写し／開業届出書・登記簿謄本の写し／雇用調整助成金の申請書の写し（受領印のあるもの）／通帳の写し／申請時チェックリスト 等

## 問合せ

〒634-0111

奈良県高市郡明日香村大字岡55

明日香村役場産業づくり課

(担当：小野・上内)

TEL：54-2001 FAX：54-2440



← 詳細や  
様式等は  
こちら

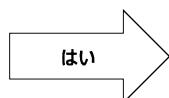
## 該当条件診断フローチャート (No.1~No.5)

新型コロナウイルス感染症の影響で、

【 No.1 】

売上が  
50%以上  
減少

持続化給付金対象



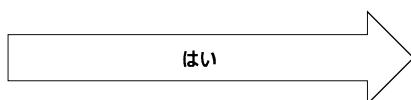
算定給付額※	交付額	算定給付額※	交付額
100万円～299万円	10万円	900万円～1099万円	30万円
300万円～499万円	15万円	1100万円～1299万円	35万円
500万円～699万円	20万円	1300万円以上	40万円
700万円～899万円	25万円		

※算定給付額の算出方法は、国の持続化給付金に準じます。  
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

【 No.2 】

観光事業者等で、  
売上が30%以上  
50%未満減少

持続化給付金対象外

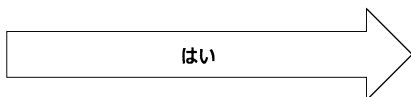


10万円

【 No.3 】

休業実施により、  
売上が30%以上  
50%未満減少

持続化給付金対象外

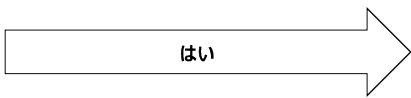


10万円

【 No.4 】

令和2年1月から  
5月末日までの間に  
店舗等を開業

持続化給付金対象外

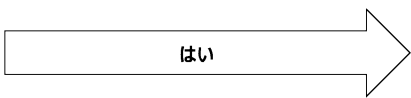


25万円

上記【No.1】～【No.4】に加えて、

【No.5】

国の  
雇用調整助成金を  
活用



10万円

【No.2】及び【No.3】で受給後、売上が50%以上減少した場合、

【No.2】・【No.3】+【No.1】

国の  
持続化給付金を  
受給



算定給付額  
－10万円（既交付額）

<例>

- ① 飲食店で、4月の売上減少率が40% → 10万円受給（条件【No.2】）
- ② その後、6月の売上減少率が60%となり、国の持続化給付金を申請・受給  
→ 算定給付額から、10万円（既交付額）を差し引いて交付